

令和4年度 第1回上越市自然環境保全推進委員会 次第

日時：令和5年2月14日（火）

午前10時から

会場：上越市役所第2庁舎401会議室

1 開 会

- (1) 委嘱状交付
- (2) あいさつ

2 議 題

- (1) 自然環境保全推進委員会と自然環境調査・監視員について

- (2) 自然環境保全地域の指定検討について

- (3) その他

3 そ の 他

4 閉 会

【配布資料】

- 資料1 上越市自然環境保全推進委員会委員名簿
- 資料2 上越市自然環境保全推進委員会について
- 資料3 上越市自然環境調査・監視員について
- 資料4 上越市自然環境調査・監視員名簿

上越市自然環境保全推進委員会 委員名簿

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

大区分	小区分	氏名	所属	備考
①学識経験者 (指名委員) 4名	大学教授	イオカワ ユウ 五百川 裕	上越教育大学教授	再任
	環境調査 研究機関	タケダ トオル 武田 徹	一般財団法人上越環境科学センター 副センター長	新任
	動植物 研究者	ヤマモト ケイイチ 山本 敬一	新潟県生態研究会会員(昆虫) 上越市自然環境調査・監視員	再任
		タケウチ ノリオ 竹内 紀夫	新潟県生態研究会会員(植物) 上越市自然環境調査・監視員	新任
②公募市民 (公募委員) 2名	市民	オオヤマ ケンイチ 大山 賢一	新潟薬科大学非常勤講師	再任
		オオタキ ユウコ 大滝 裕子	元日本野鳥の会会員	新任
③その他市長が 必要と認める者 (指名委員) 2名	環境保全 活動団体	コイケ ヒデノリ 小池 秀則	頸北林業研究会会員 上越市自然環境調査・監視員	再任
	事業者	オオタキ シノブ 大滝 忍	くびき野森林組合参事	再任

※ 敬称略

上越市自然環境保全推進委員会について

1 概要

上越市自然環境保全条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、自然環境の保全に関し必要な事項を調査審議する。

2 運営

- (1) 委員数：8人（定数10人以内）
- (2) 任期：2年（令和4年4月～令和6年3月）
（第1期委員会は平成20年5月に設置し、本期で第8期目）
- (3) 所掌事項：自然環境保全地域等の指定、保全計画の決定等
（条例第24条に規定する事項）
 - ①自然環境保全基本方針に関する事項の処理
 - ②自然環境保全地域等の指定等に関する事項の処理
 - ③制限行為の許可に関する事項の処理
 - ④市民活動計画の認定等に関する事項の処理
 - ⑤その他市長の諮問に応じ、自然環境の保全に関する基本的事項等の調査審議

<参考>

上越市自然環境保全条例（抜粋）

第6章 上越市自然環境保全推進委員会
（設置）

第23条 自然環境の保全に関し必要な事項を調査審議するため、上越市自然環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第24条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境保全基本方針に関し、第4条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 自然環境保全地域等の指定、保全計画の決定等に関し、第5条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (3) 制限行為の許可に関し、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
- (4) 市民活動計画の認定等に関し、第14条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (5) 市長の諮問に応じ、自然環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に関し市長に意見を述べることができる。

（組織）

第25条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた市民
- (3) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第26条 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

上越市自然環境調査・監視員について

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 設 置 | 自然環境の保全に関し必要な調査又は監視を行わせるため、自然環境調査・監視員を置く（条例第 21 条）。 |
| 2 | 人 数 | 5 人（定数 20 人以内） |
| 3 | 任 期 | 2 年 |
| 4 | 所掌事項 | 条例施行規則第 12 条に定める事項（年間 10 日程度）
①自然環境保全地域における巡回及び調査
②自然環境保全地域の指定をしようとする地域及び保護野生動植物の指定をしようとする動植物に係る情報の収集
③その他市長が必要と認める事項
・各種開発行為の届出に関する現地調査等
・その他 |

※年間の活動内容を記録いただき、年度末に報告書として提出

<参考>

上越市自然環境保全条例（抜粋）

（調査等）

第 21 条 市は、自然環境の保全に関し必要な調査又は監視を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する調査又は監視を行わせるため、自然環境調査・監視員を置く。

上越市自然環境保全条例施行規則（抜粋）

（自然環境調査・監視員）

第 12 条 条例第 21 条第 2 項の規定により置く自然環境調査・監視員の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境の保全に関し必要な情報の収集
 - (2) 自然環境保全地域内の巡回
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 2 自然環境調査・監視員の定数は、20 人以内とし、自然環境の保全に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 自然環境調査・監視員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

上越市自然環境調査・監視員名簿

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

No.	氏 名	備 考
1	山 本 敬 一	再任
2	北 川 拓	再任
3	澤 田 賢 一	再任
4	竹 内 紀 夫	再任
5	小 池 秀 則	再任

※ 敬称略